
フロン排出抑制法における 第一種特定製品管理者の簡易点検について

2022年3月18日

経済産業省 オゾン層保護等推進室

環境省 フロン対策室



経済産業省



環境省

フロン対策の全体像

- 業務用冷凍空調機器の冷媒に使用される**フロン類は、オゾン層破壊物質であり、高い温室効果を持つ**ことから排出抑制対策が必要。
- **フロン排出抑制法**は、フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器の使用時の管理適正化や廃棄時のフロン回収義務など、**フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定**。
- 業務用冷凍空調機器における**フロンの漏えい量の約7割は機器の使用時に発生**。
- 使用時における漏えいの主な要因は、機器内部の接合部や配管の接続部に起因するものと推察されており、**漏えいの早期発見及び漏えい対策は重要な課題**。
- 平成25年法改正により、業務用冷凍空調機器の**管理者に対して、機器の点検、点検記録等の保存等を義務付け**。

オゾン層保護法

- フロン類の製造・輸入の規制
(2019年から代替フロンも対象)

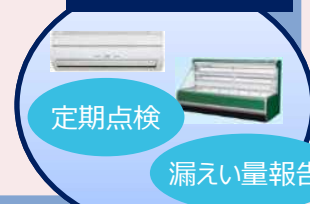
フロンメーカー



製品メーカー



ユーザー



破壊・再生

破壊・再生業者

充填回収業者

設備業者・解体工事業者
製品の処分は廃棄物業者

フロン排出抑制法

- ライフサイクル（生産・使用・回収・破壊・再生）全体を通じた対策の推進
 - ・フロン類の国内出荷量の低減
 - ・フロン類機器の点検
 - ・フロン類の漏えい量報告
 - ・機器廃棄時のフロン類の回収・破壊・再生

「管理者」の判断基準

- 管理者の管理意識を高め、業務用冷凍空調機器からの使用時漏えいを防止するため、管理者の機器管理に係る「判断の基準」（告示）を策定。
- 判断基準は、第一種特定製品の全ての管理者が対象。都道府県は、判断基準を勘案して、第一種特定製品の管理者に対し、指導・助言を行う。
- これに加え、圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器を1つ以上有する管理者に対しては、判断基準に照らして著しく不十分である場合には、勧告、命令を行うことができる。（命令違反には罰則あり）

平常時の対応

①適切な場所への設置等

- ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全の実施。

②機器の点検

- ・**全ての業務用冷凍空調機器を対象とした簡易点検の実施。**
- ・一定の業務用冷凍空調機器について、専門知識を有する者による定期点検の実施。

漏えい発見時の対応

③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

- ・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。

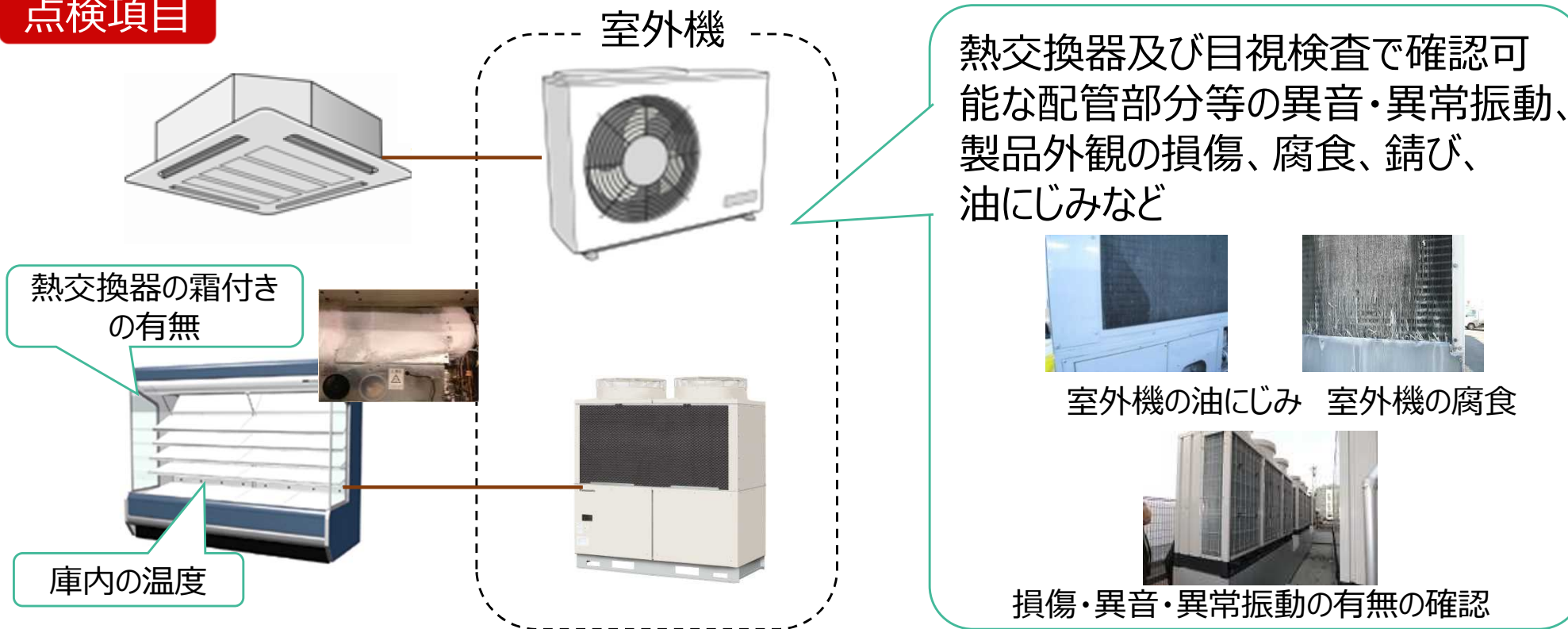
④点検等の履歴の保存等

- ・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。
- ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

簡易点検

- 全ての第一種特定製品（業務用の冷凍空調機器）について、**3か月に一回以上の簡易点検を義務づけている。→【PHASE1①に相当】**
- 点検実施者に関する具体的な限定なし。（全ての対象機器保有者が対象）

点検項目



注：上図は室内機と室外機に分かれた機器を例として掲載したものであり、機器の構造によって点検箇所が異なる。

今後の方向性（常時監視システムによる簡易点検のイメージ）

- 常時監視システムのうち以下の要件に適合するものを用いて漏えい又は故障等を早期に発見するために必要な措置が講じられている場合にあつては、**検査（簡易点検）に代えることができることとする。**→【**PHASE3に相当**】

- イ 管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために必要な状態値を計測すること。なお、計測の頻度は1日に1回以上とする。
- ロ 冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために必要な状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるか否かを診断すること。なお、診断の頻度は1日に1回以上とする。
- ハ 計測した状態値又は漏えいか否かの診断結果を1日に1回以上記録し、1年以上保存すること。
- ニ 診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合には、第一種特定製品の管理者に対し、管理者以外の者が通知を容易に解除することができない方法で直ちに診断結果を通知すること。また、通知の履歴を1年以上保存すること。
- ホ 漏えいの検知性能について、機種ごとに民間規格等で規定された温度等の条件で試験が行われ、適正な充填量の30%の冷媒が漏えいするまでに、漏えいの判定が可能であることが確認されていること。

(参考) フロン排出抑制法における管理者の点検制度について

■ フロン排出抑制法第16条

主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

■ 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）

第二 管理第一種特定製品の点検に関する事項

第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。

1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検

(1) 第一種特定製品の管理者は、3月に1回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。

(2) 簡易点検は、次により行うこと。

- ① 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項について、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。
- ② ①の検査により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。